

311 中央大学記事（新学年の始業・入学試験及び編入試験・

補欠試験及び在外員試験・昼間授業及び夜間授業・法科

・経済科・商科・独特の図書館・新学長並びに新理事・

第二十七回卒業証書授与式・学年試験問題）

〔法学新報〕第22巻8（256）号 大正元年9月1日

○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り来る十一日より開始すへし

○入学試験及び編入試験 大学本科及専門科への入学試験は来る二日、九日及び十六日の三回各科二年級以上の編入試験も来る二日を始めとして九日、十六日の三回挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くる能はさりし者の為め行ふ補欠試験は本月中旬を以て挙行し又在外員の学年試験は例年の通来る十月中旬より挙行の筈なるか在外員の卒業及び在外員より校内生に転学希望者近年著しく増加したれば本年も亦多数の受験者あるへし

○昼間授業及び夜間授業 法科に於ては前学年より夜間授業を開始し泰西の制度に倣ひ同一の科目を二講師に担当せしめ同一講座を複置し学生の選択に任ずる方法を新設して試に其一部に

施行せしか成績頗る良好なりしを以て自今之を法科及び経済科全部に実施することと為せり

夜間授業は毎日午後五時より之を開始す法科及び経済科学生は自己の都合に依り昼夜何れにても随意に選択修習することを得而して授業科目其他一切の学則は昼夜共に差異なし

○法科 我国の法制を論ずるに当ては其母法たる独国法の研究を閉却すへからざることを言を俟たすと雖も由来実地応用の妙を極むるは英国法にして此長所を学得せしめんことを期するは実に我輩創立の主旨たり爾来二十有七年其間業を卒へたる者既に六千に垂んとし社会の諸方面に活動して知名の士指を屈するに遑あらず我学風の如何に付ては世上自ら定評の存するあり

今や各校孰れも英国法を教へざるものなし然れども我国法と之を併課するか故に勢ひ少数の時間を以て最も学習に困難なる同法を授けざるを得ず従て其学科組織に付き熟慮を要すると同時に英国法に精通せる講師其人に待たざるへからず本大学は多年の実験に鑑み幾多の改善を加へ新学年に於ては斯法の泰斗土方博士を始め池田、久保、二上の諸講師に囑託し左の教科書に依りて之か大要を授け其足らざる点は講義に補ひ尚ほ我国法と対照して論評すへし

Terry's Common Law.

Anson's Law of Contracts.

Bigelow's Law of Torts.

Bigelow's Elements of Equity.

Chalmer's Sale of Goods Act.

Pollock's Partnership Act.

Pitman's Company Law.

Chalmer's Bills & Notes.

L. Duckworth's Marine Insurance.

独国法は大場、渡辺両「ドクトル」を始め長島、関場の諸講師
之を担当し左の教科書に依りて懇切に教授せらる

Being. Grundzüge des Strafrechts.

Oertmann. Recht des bürgerlichen Gesetzbuches.

Lehmann. Handelsrecht Deutsche.

Civilprozessordnung für das Deutsche Reich.

Fuchs. Volkswirtschaftslehre.

新学年に於ける学科担任講師左の如し

憲法 法学博士 野村 淳治
法学士 太田嘉太郎 行政法 法学士 阿部 寿準

刑法 法学士 大場 茂馬
法学士 西川 一男 民法総論 法学博士 仁井田益太郎
法学士 嘉山 幹一

物権法 法学博士 富井 政章
法学博士 横田 秀雄 債権法 法学博士 横田 秀雄
法学士 二上 兵治 法学士 村上 恭一

親族法及相続法 法学博士 奥田 義人
法学士 島田 鉄吉 商法総論及商行為 法学士 飯島 喬平
法学士 佐竹 三吾

会社法 法学博士 松本 悉治
法学士 片山 義勝 手形法 法学士 須賀喜三郎
法学士 佐竹 三吾

海商法 法学士 市村 富久 保険法 法学士 青山 衆司
法学士 山内確三郎

刑事訴訟法 法学士 三木猪太郎 民事訴訟法 法学士 前田直之助
法学士 岩田 一郎 法学士 三淵 忠彦

破産法 法学士 前田直之助 国際公法 法学博士 立 作太郎
法学士 中村 進午

国際私法 法学博士 山田 三良 経済学 法学博士 金井 延
法学士 菱谷 精吾 法学士 杉 程次郎

財政学 法学士 馬場 鏝一 英国法 法学士 池田寅二郎
及英語 法学士 久保 久 岡田 実磨
法学士 二上 兵治 米國博覧會
ドクトル 浅田 栄次 清水泰次郎
法学博士 土方 寧

独逸法 ドクトル、ユラヌ
法学士 大場 茂馬
ドクトル、ユラヌ 渡辺 豊治
ドクトル、ユラヌ 法学士 長島 毅
法学士 関場 偵次

○経済科 経済科は政治学、政治史、外交史、社会学等を加へ
て学科組織を一変し就学者をして一般経済及び政治上の知識を
学得せしめんことを期したると同時に其志望に依り簿記其他商
業に須要なる学科を選択修習せしめ且つ商科の授業は総て之を

兼修し得る便を開く等二年級以上財界の実地に赴く者を劃然區別を為し新学年より夜間授業を開始したり而して新学年に於ける学科担任講師は左の如し

経済学	法学士 杉 程次郎	貨幣論	法学士 杉 程次郎
農業政策	法学士 柳田 国男	交通政策	商学士 堀 光龜
信用並銀行論	法学士 杉 程次郎	商業政策	商学士 田崎 義介
殖民政策	稲田周之助	社会及工業政策	法学博士 桑田 熊藏
政治学	稲田周之助	社会学	文学士 滝村 斐男
政治史及外交史	稲田周之助	财政学	法学士 馬場 鏝一
統計学	法学士 三浦 恵一	簿記及計理学	鹿野清次郎
經濟地理及貨物論	田中阿歌麿	簿記	商学士 茂木 英雄
民法	法学士 嘉山 幹一	法学士 市村 富久	
	法学士 西川 一男	法学士 片山 義勝	
	法学博士 横田 秀雄	法学士 佐竹 三吾	
	法学士 村上 恭一	法学士 山内確三郎	
憲法及行政法	法学士 太田嘉太郎	法学博士 立 作太郎	
	法学士 阿部 寿準	国際法	法学士 菱谷 精吾
	岡田 実齋		
	中島 信虎		
英語經濟及英語	米国博覽會 ドクトル 浅田 栄次		
	法学士 三浦 恵一		
	清水泰次郎		
	法学士 杉 程次郎		

○商科 商科は欧米最新の制度を参酌して関博士の立案せられ

たるものに係り学科組織授業方法及び時間等主ら実用を旨とし創設以来三星霜を経前学年を以て漸く第一回卒業生を出せしか幸に世間の同情を博し三井、三菱、日本郵船、満鉄、東京瓦斯、日本麦酒の諸会社を始め他の会社、商店等に備聘せられ夫夫就職することを得たり自今益々其特長の發展に努め殊に演習及び実践に付ては関博士自身其任に当らるるの外内外實際の商況に精通せる諸名士に之を囑託したり而して各科担任講師は左の如し

商業実務	石川 文吾	大野市太郎
理学士 伊藤万太郎	商工經營論及 内外商業事情	根岸 侖
商学士 田崎 義介	川村 貫治	上田貞次郎
川村 貫治		法学博士 関 一
星野 太郎		
忠行		
奈佐		
佐野 善作	商學及商業地理	
佐野 善作		
法学博士 関 一		
法学博士 関 一		
大久保一男		
石川 文吾		
伊藤万太郎		
伊藤万太郎		
鹿野清次郎		
鹿野清次郎		
演習 法学博士 関 一		
延 財政学		
延 財政学		
法学士 馬場 鏝一		
法学士 馬場 鏝一		
光龜 農業政策		
光龜 農業政策		
法学士 柳田 国男		
法学士 柳田 国男		
熊藏 殖民政策		
熊藏 殖民政策		
桑田 熊藏		
桑田 熊藏		
法学博士 関 一		
法学博士 関 一		
関 一 殖民政策		
関 一 殖民政策		
関 一 殖民政策		
関 一 殖民政策		

統計学 法学士 三浦 恵一 民 法学士 西川 一男

商 法学士 嘉山 幹一 国際法 法学士 中村 進午

法学博士 山田 三良

石川 文吾

長谷川 方文

ウィリアム、ハリス

アーネスト、ルース

岡田 実磨

片山 寛

工業通論 松浦 和平 英語

○独特の図書館 本大学図書館は英吉利法律学校創立当時の設置に係り内外の書籍数万部を備へ殊に英国法律書に至ては帝国大学図書館に比して遜色なしと称せられしか今回欧洲刑事法学の泰斗にして有名なる蔵書家フォン、ピルク マイヤー博士の刑事法を中心と為せる法律書約八千三百巻を奥田文庫に譲受けたれば此種書籍の完備したるものは本邦中他に類例なき所にして聊か世上に誇示するに足るへし

○新学長並新理事 学長菊池法学博士永眠せられたるに付き学長並に理事選定の為め先般社員総会を開き互選の結果理事法学博士奥田義人氏学長に、法学博士岡野敬次郎氏理事に当選し去月十二日主務省の認可ありたり

○第二十七回卒業証書授与式 中央大学に於ては去る七月五日午後二時より大講堂に於て第二十七回卒業証書授与式を挙行せり定刻学生、卒業生並に来賓諸氏一同の著席するや理事伊藤悌治氏は立て学事の報告を為し特に今回商科第一回卒業生を出し

たるか殆ど全部今日迄に就職することを得たるは社会の同情と本学出身先輩諸氏の後援に依るものなる旨を附言し夫より学長菊池武夫氏は病の為め出席せられざるを以て理事奥田義人氏代て卒業生並に各優等者に対し卒業証書並に褒賞を授与し了て次の如く懇篤なる訓辞を与へ

私は学長に代つて一言卒業諸君に対して告別の辞を述べたいと考えます

諸君は三年前に本大学に入つて日夜勉学せられた結果三年以後の今日卒業証書を得て是より分家して各一家を創立せらるると云ふ場合に立ち至りましたのであつて、諸君に取つては誠に目出度いことであり本大学に於ても亦頗る満足を表するのであります思ふに諸君の在学三年の間には諸君の身近に種雑多の累があつたことであろうと信じます現に私の承知して居る所に依りまして本日優等の成績を以て卒業証書を得られた方の中に夜半起きて牛乳配達をなし依て得たる些少の収入を学資に充て昼の間は本大学に出入して講義を聴き切磋琢磨の功を積むで優等の成績で今回卒業せらるるに至つた方も一二あります私の直接に承知して居るのは此一二でありますけれども卒業諸君の多くは之に類似する苦心をせられ又艱難を嘗められたことであろうと信ずべき証拠は多多有して居るのであります殊に隣邦支那より本大学に留学して居られた方は総数二百五十名程ありまして其内五十余名は本日卒業証書を得らるべき筈であつたのであります然るに昨年秋季より未曾有の国変を生じ一家眷族の消息の知れざるは勿論国家

の前途さへ如何に成行くべきか殆ど寸前暗黒の状態に陥つた様な不幸に遭遇せられた結果少数を除く外は中途にして帰国を余儀なくせらるるに至つた様な次第で隣邦の好みに加ふるに同学の好みある吾吾は衷心実に同情に堪へぬのであります斯る訳よりして卒業証書を得らるべき方の五十余名もあるべきのが本日は僅かに十九名のみ此栄を得らるることになつたのであります此少数の諸君は不幸中に幸を得られたのであるとは申すものの其心中を忖度しますれば愉快の中に亦無限の不安が含まれて居ることを疑はぬのであります彼れと云ひ是れと云ひ諸君は辛苦艱難を嘗め来られたのに拘らず所謂精神一到何事不成で諸君は即ち鞏固なる精神を以て能く此辛苦艱難に堪へ蜚雪の功を積みて卒業の栄を得られたのであるから今日となつて見れば諸君は是れまでの辛苦艱難を忘れ縦令一時でも愉快に感ぜられることであろうと思ひますが吾吾に於ても亦大に愉快に感ずるのであります由来人の一生の中には他人から目出度いと言はれることは必ずしも少なくないのて妻を迎へても目出度いと云はれ子が出来ても目出度いと云はれ年老ひて齢六十一になれば還暦の祝ひとして目出度いと云はれ尚ほ一層進んで齢七十に達すれば古稀の祝ひとて是れ亦目出度いと云はれます即ち一生の中に目出度いと云はれることは御互が長寿して居ますれば五度や六度はある訳であります去りながら是等の目出度さは諸君が学校を卒業せられた目出度さとは非常に其性質が違ひ又非常に諸君の感じが違ふのでありと信ずるのであります妻を迎へるも固より目出度

い迎へた人は必ず愉快に考へるのでありましやう子の出来たも固より目出度い子を持つた人は愉快に感ずるのでありましやう其他還暦と云ひ古稀と云ひ他人から目出度いと云はれ其齡に達した人も自ら愉快に考へるのであらうけれども他面を顧みれば身に纏ふ所の累が次第に多く之れに伴ふ所の苦心も亦容易なものでないでありますから目出度が目出度にならず愉快が愉快にならぬのが世の常であります言ひ換ゆれば内は妻子眷族身辺に相纏ひ外は社会の風波に揉まれて容易ならぬ苦心が存して居りますから一面に目出度いとか愉快とか感じて其感は相殺せられて仕舞ふ嫌ひがあります之れに反して学校を卒業した時は所謂人生の初歩であつて右様な累が少なく苦心があつても其苦心の性質が単純であるから他人から目出度いと云はれるに伴ひ自分も亦愉快に感じて是れまで嘗めた苦心が多ければ多い程愉快を感ずる程度が高くて前途の樂みが愈々深くなるものであります英雄の奈破翁ですらも書冊に依つて見ますと一生の中に学校を卒業をした時位愉快に思つたことはないと言ふて居ります此話は今に於ては真偽を確めることは出来ぬけれども察するに真実のことであつたらうと考えられます諸君の感は兎も角もとして諸君は今日より本大学の眷族たる資格を離れ各分家して一家を創立せられ各自独立して社会各方面に活動せらるる地位に立たることになるのであります但て右様になつた暁には是れまで御互に一家眷族として円満に暮して居りました状態とは非常に違ふ所があつて今日の愉快は忽ちに明日より苦心の種となると云

ふことを心得て居つて貰はなくてはならぬのであります古人が「世の中を渡りくらべて今ぞ知る阿波の鳴戸に波風はなし」と云ふ歌を詠んで居りますが此歌は世の中の状態を能く写したもので私が諸君に謂はんと欲する所は皆此三十一文字の中に謂ひ尽されて居ります即ち諸君は此三十一文字で諸君が是れより遭遇せらるる状態を察せらるることが出来ると信じます故に此三十一文字を借りて茲に諸君の覚悟を促かして置くのであります併し^{マヤ}ならから諸君は此の荒き浮世の波風の中に立つたからと申しても諸君が是れまで苦心惨憺を嘗めつつも勉学の功を積み今日の成績を得られた所の精神と勢力とを以て当られたならば阿波の鳴戸の風波何事あらむで必ずや諸君は此風波に打勝たることを疑ひも致しませぬが又是非とも左様なくてはならぬのであります即ち諸君は今日より本大学の眷族たる地位を離れて各一家を創立されるのであつても相互の關係は所謂本家と分家との關係であることを忘れて仕舞はれては相ならぬのであります諸君は私の講釈で御聴きになりました通りに本家分家の關係は一種特別のもので其の間には親族關係の絶へた場合に於きましても尚ほ且つ其關係が持続せられ必要な場合に於ては分家は廢しても本家の継続を計らなければならぬと云ふ關係を持つて居ることは御承知の通りであつて諸君は即ち本大学に対しては此地位に立たれる所の人人^{マヤ}であります換言せば諸君は他日本大学の相続人たるの位置に立つことのあるべき方方であります夫れ故に諸君は分家しても常に此本家あつて此分家あり此分家あつて此本

家ありと云ふ觀念を世の中の人に起さしめる様に心掛けて居られずではなりません此本家があるに拘らず斯の如き分家を生じては実に本家の面目に關すると云ふ様なことが万万一ありましたときには独り諸君が創立された所の分家の面目を汚す計りでない其影響をする所は尽く此の本家に及ぶのでありますから戸籍面では別れるのであつても實際に於ては離るべからざる關係が何所迄も持続せられて居るのであることを深く心に銘して一身一家を処せられむことを偏に希望致します而して又尚ほ茲に併せて希望して置きたいのは諸君が三年の間本大学で修学をせられたとは申すものの実は唯各其の専門の学科に就いての概要を頭に入れられたに過ぎぬのであります世界の狀態は日に月に進歩しつつあつて學術は又時時刻刻を争ふて其の進歩を促しつつある今日でありますから諸君は縦令各種の方面に於て種種の事業に当られるにしても常に本大学に居られた時と同様の心得を以て各自修められた所の學術を益々深く研究し愈々切磋の功を加へられ世の進歩に後れない様に心掛けられたい一事であります私は今日の卒業證書授与式に臨むで茲に私の希望する所を述べて以て告別の辭となし茲に諸君と御別れを告げます(拍手喝采)

植木寿雄氏は法科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

惟時明治四十辛子ノ七月五日、本日ヲトシ我中央大学第二十
七回卒業証書授与ノ式ヲ挙行セラレ司法大臣閣下並ニ朝野貴
賓ノ御來臨ヲ辱ウシ高論ヲ垂レ給フ生等得業生ノ光榮何物カ
之ニ加ヘンヤ而シテ学長閣下諄諄トシテ懇切ナル訓示ヲ下シ

給ヒ前途ヲ指示セラル寔ニ感銘ノ至リニ堪エス惟フニ方今物質科学ノ進歩驚胆スヘキモノアリト雖モ我精神学界ニアリテハ進歩遅延今尚羅馬ノ法理ニ出ツルコト僅カニ一歩ニ過キスカントノ哲学ハ今尚一世ヲ指導ス爾余ノ研鑽真ニ枝葉ノミ生等法学ノ門ニ入りテヨリ研学数年僅カニ九牛ノ一毛ヲ得タルニ過キス出テテ直接実務ニ就クト入りテ学理蘊奥ノ淵源ヲ窮メントスルモノトヲ問ハス学海渺茫ノ間ニ輕舟ヲ走ラスノ意氣ナカルヘカラス

而シテ今ヤ各種ノ事業ノ設備完成ヲ告ケ之カ運用ノ妙人ニ待ツモノ多シ生等益々品性ノ陶冶ト精神ノ修養ヲ之レ励ミ百折屈セス千挫撓マス世路崎嶇タル間ニ單騎鞭ツノ慨ナカルヘカラス

要スルニ吾人ノ今日ノ如キハ遠遠ナル前途ノ準備時代ニ於ケル微微タル一階梯ニ過キス他日国家須要ノ材トナリ以テ本学ノ鴻恩ニ報センコトヲ期ス

明治四十五年七月六日 法律科卒業生総代 植木寿雄

次に宇田尚氏は経済科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

我中央大学ハ茲ニ第二十七回卒業証書授与ノ式ヲ挙ケラレ且朝野縉紳ノ臨場ヲ辱ウシ今又学長閣下ノ訓諭ヲ賜ル生等ノ光栄何ヲカ之ニ加ヘン

願レハ生等本校ニ入りテヨリ茲ニ三星霜懇切ナル恩師ノ指導誘掖ヲ蒙リ健実ナル校風ニ浴シ漸ク其業ヲ卒フルコトヲ得タリ然レトモ其業ハ未タ精緻ヲ尽サス加フルニ生等ノ資性剪劣爾後恩師及諸先輩ノ殊遇ニ拠ルニ非スンハ以テ世運ノ推移ト

国勢ノ發展ニ伴ヒ敢為活動ノ素地作ル能ハス生等ハ此殊遇ヲ受ケ奮勵努力慎密経営ノ材ヲ養ヒ以テ国家ノ進運ニ貢献シ併セテ恩師ノ鴻恩ニ酬ヒ諸先輩ノ希望ニ背カサランコトヲ期ス聊カ蕪辞ヲ呈シテ答辞ト為ス

明治四十五年七月六日 経済科卒業生総代 宇田 尚

次に梶尾円平氏は商科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

時維明治四十五年七月六日我中央大学ハ第二十七回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラレ内外貴紳ノ臨席ヲ辱ウス生等ノ光荣何物カ之ニ加ヘン抑々我校ハ創立以來二十有余年、明治四十二年時勢ノ要求ニ応シテ商科ヲ新設セラルルニ至リ生等本日ヲ以テ其第一回卒業生タルノ名誉ヲ荷フ実ニ欣喜ニ堪ヘサルナリ回顧スレハ講師諸先生ノ懇篤ナル指教ヲ辱ウスル幾星霜殊ニ学長閣下ヲ始メ幹部諸先生ノ熱心ニ其指導経営ノ任ニ当ラレ師弟ノ情実ニ親子モ啻ナラス是レ我校ノ特色ニシテ常ニ生等ノ感佩措カサル所ナリ今ヤ生等母校ヲ辞シテ是ヨリ渺茫タル社会ノ大海ニ掉シ正直ト勤勉トノ指針ニ依リ多年学脩セシ智識ヲ活用シテ以テ理想ノ彼岸ニ進航セントス爾今社会ノ激浪ハ絶ヘス生等ノ小舟ヲ翻弄スヘク誘惑ノ颶風ハ常ニ生等ノ指針ヲ紛更スヘシ此秋ニ際シ生等ハ唯不屈不撓ノ勇ヲ鼓シ奮戦力闘シテ必ス万里ノ波濤ヲ突破シ月清夕花馨シキ彼岸ニ到達シ以テ本学出身タルノ名ヲ完ウシ母校今日ノ恩ニ答フル事ヲ期セントス茲ニ商科卒業生一同ニ代リ聊カ所感ヲ述ヘテ答辞ト為ス

明治四十五年七月六日

商科第一回卒業生総代 梶尾円平

最後に辛揚藻氏は中華民國卒業生に代り左の答辭を朗読せり

明治四十五年七月六日日本大学第二十七回卒業證書授与式ヲ舉行セラルルニ当リ内外ノ貴賓ノ惠臨ヲ辱ウス生等其盛式ニ列シ得ルハ生等ノ深ク光榮トスル所ナリ迴憶ス生等ノ笈ヲ負ヒテ東来シ本大学ニ業ヲ受クル茲ニ幾日月ヲ經其ノ間學長閣下ノ指導ト各位賢師ノ誘掖トヲ蒙リ浩博ナル學海ニ指針ヲ与ヘテ以テ精邃ナル真理ヲ求ム今ヤ法律經濟全科ノ研究ヲ了シテ卒業證書ヲ授与セラレ且ツ學長閣下ヨリ懇篤ナル訓諭ヲ賜ハル生等感謝ノ情ハ実ニ筆舌ノ尽シ難キ所タリ惟フニ貴國ト敝國トハ數千年來親善ノ交際ヲ有シ殊ニ今後密著ノ關係ハ益々多シ生等帰國シ各其學習シタル所ニ從ヒ國事ニ尽瘁シテ貴國ト共ニ東亞ノ平和ヲ保障スルニ力メント欲ス是レ生等ノ永誌シテ忘レサル所ナリ謹テ蕪詞ヲ以テ答詞ト為ス

明治四十五年七月六日 中華民國留學生總代 辛 揚藻

右了て來賓司法大臣松田正久閣下の左の祝辭は秘書官福井準造氏之を代統せられ

本日中央大学第二十回^{卒業}卒業證書授与式ヲ舉行セラルル惟フニ本校ハ創始以來幾多ノ星霜ヲ経校紀嚴肅ニシテ成績佳良ノ卒業生數千人ヲ出タシ朝野ノ法曹界ヲ裨益スルコト幾何ナルヲ知ラス教職ニアル各位ノ努力亦想フヘシ
抑モ本校ハ往年特ニ司法大臣ヨリ下賜金ノ命アリ是レ蓋シ本校カ司法ノ官職ニ適スル濟濟多士ヲ養成セルニ職由セスンハ非サルナリ

今回卒業ノ諸子モ愈々學術ヲ実地ニ応用シ其ノ所期ヲ貫徹スルニ誤マラサレハ乃チ本校ノ教育スル所ニ辜負セスト謂フヘシ請フ諸子意ヲ此ニ注カレンコトヲ爰ニ一言シテ以テ之ヲ祝ス

明治四十五年七月六日

司法大臣 松田正久

次に學員通信書記官森義一氏は左の祝辭を述へ

簡単に祝辭を申します、諸君は多年螢雪の功を積まれまして卒業の成績を得られ本日朝野貴紳の面前に於て榮譽ある卒業證書を得られたのであります、本學五千有余の出身者は社会の各方面に於て各奮勵努力し、社会に貢獻することが決して尠なからざるのであります、然るに今又最も新しい知識を有せらるる新進氣鋭なる諸君を我學員会に迎ふことを得ましたのは學員会に一段の光彩を添へる所以で、今後我學員会は一層見るべき所の成績のあるのを深く信じて疑はぬのであります、先刻來學長代理の告辭がありました、諸君と共に親しく拝聴しまして、一一感銘致しました、斯く懇篤なる教を賜りました以上は最早吾吾之に蛇足を添へるの必要を認めないのであります、唯右御教示の次第を諸君と共に服膺致しまして御互に相寄り相助けて一致協力國家の為に微力を致して以て校恩の万一に報ゆると共に此教諭に背かざることを此席に於て御約束したいのであります、茲に諸君の御成業を祝し、社会の人として諸君の門出を祝ひ、尚ほ學員会に諸君を迎ふる喜びの意を表し併せて將來の健全なる御發展を切に祈る次第でございます、終りに臨みまして諸君の健康を祝します

次に來賓勸業銀行総裁志村源太郎氏は左の祝辞を述べられ

学長閣下及び諸君私は今日の卒業式に対しまして一言の祝辞を述ふるの光榮を有します

卒業生諸君 諸君は多年御研鑽の功を積まれまして今日卒業証書授与の光榮を荷はれましたのは誠に衷心諸君に對しまして御喜を申し上げたく存する次第でございます、諸君は從來多年御研学の此学窓を出入れまして是から社会の活舞台に立たれ実行の壇上に上らるのでございます、私は此実行の活舞台に上らるる所の諸君に一言の饒別を呈したいと存じます、固より薄学浅才の私でございますから諸君に對しましては何等取るに足らぬ所の事柄でございますが、多少方面の變りましたものの申すことでございます、暫く御清聴を煩したく存じます

諸君 今日社会と云ふものは全体どう云ふ状態でありまするか、政治とか其他の方面に就きましては私は何等知ることがございませぬ、唯之を經濟及び実業の方面から觀察して見ますと云ふと世界各国が或は英とか独とか仏とか米とか、各其国を分つて境界を異に致して居ります、或は商業を以て国を立てるものがあります、或は工業を以て国を立てるものがあります、或は農業を以て立国の基礎として居るものがあります、若くは産業勃興を唱へて居る所があります、又仏蘭西の如き或は資本を供給するを以て重なる立国の事業の如くして居る様に見られる国もあります、又各国が斯様に各其趣きを異にして居ると同じやうに我日本国内に於きまして吾吾の

周囲を取巻いて居る所の經濟社会の状態は如何でございますやう、或は農業に従事して居る者があり、商業工業に従事して居る者があり、各種各般の事業に各個人は従事して居ります、日日営営として東に奔り西に走り南北に狂奔して其業に就いて居ります、其状態と云ふものは抑如何なる必要があつて斯う云ふ状態になり來つたのであるか、宗教家は或は之を神の力と云はれるか知りませぬ、併ながら吾吾実業界にあります俗眼では私共は是れは單純に極めて俗解を以て数千年來の多年の経験に依つて生産、消費及び交換の發達と云ふものは斯の如くに分業制度に依るのが最も有効である、最も廉直なる所の力を以て最大なる効果を得やうとするのには斯の如く分業の制度或は国を分ち或は国人か業を分つと云ふ分業の制度が最も有効であると云ふが為めに、此数千年來の經驗上是れに至つたものと俗解を致して居ります、諸君は其所謂活舞台に於て其分業の經濟社会に飛込まれるのであります、法律科の諸君と雖も矢張社会より解脫する訳にはいきませぬ、況んや經濟科、商科の卒業の方方に於ては其最も中心に飛込まれるのであらうと思ひます、而して其活舞台に上らるる所の諸君は如何なる心懸を持たれたら宜からうかと云ふことは一日の長たる私が一言諸君に御饒別をしたいと考へるのであります、但し其事柄たるや決して奇抜でない極めて平凡であります

私は第一に諸君が学業に勉強であられた如く是から世の中に於て与へられた一の分業と云ふ其業務に就いて同じ度合

を以て勉強であられたい、熱心であられたいと云ふことを第一に必要条件と考へるのであります、抑実業の事柄と云ふものは就中細かうございます、如何にも小さうございます、或は帳面を記けることが一の事業になつて居る、或は單純に算盤を弾いて居ることが一の事業になつて居ります若くは文書の受付をするのも一の事業になつて居ります、此学校に於て大家の議論を聴かれた諸君から見ますと如何にも細かい、全く微分子の仕事を取扱はれることになり、多くは実に詰らない仕事である、吾々の多年学んだ所の学才と云ふものは施す所がない誠に詰らないと云ふ觀念を起す人が随分あるのでございますが、併しそこが唯今申しました分業の世の中です、今日は実業界に於きましては分業は寧ろ極度に達して居ります、非常な極度に進んで居ります、それでありますからして一局部の仕事と云ふものは随分諸君から御覧になると詰らん仕事であるが、併し其仕事の關係する所は極めて広いのであります、誠に所謂受付の仕事、諸君が能く見られる或は銀行会社に往くと極く幼年の子供か女か若くは老眼鏡を掛ける先生が机を前に控へて居る、受付の仕事是等の仕事と云ふものは誠に詰らん仕事である、走りながら其仕事に若し過失がありましたならば其過失になつた仕事と云ふものは其銀行なり会社の事業の總体に影響致しまして其為めに其会社の事業が後れるのであります、極く一小部分の詰らない仕事であります、それが大体に於て關聯を有つて居ります、それでありますから私共から申すと仕事に輕重の差別はない

と申して宜からうと思ひます、少なくとも是れが輕いと云ふ仕事は一つもないと思ひます、それで如何なる御事業に諸君は是から御従事になるか知れませぬ、例へば先刻の御報告に依りますと各会社に入られる商科の御卒業諸君はどう云ふ方面の分担を受けられるか知らんが、察するに矢張一部分の仕事に違ひないと思ひます、私はさう云ふ方方向つて特に御注意あつて其仕事は矢張会社の大体に影響する仕事である、皆其仕事と云ふものは少なくとも社会に於て起つて居る会社たる以上は矢張其社会の進運に影響する会社であります、其会社の影響と云ふものは社会の進運に影響すると云ふことに広く考を以て熱心其仕事に御従事あらんことを第一に必要と考へます

第二には事を研究すると云ふことが私は極めて必要と考へます、諸君は日日研究に馴れて居られる方方である、申上げる迄もないのであります、併ながら是れが又書物に就いて研究するのと、實際事務に當つて研究するのは自から方面が違ひます、私は特に其事を申しますが矢張同じ態度に於て其研究を續けて頂きたいのであります、諸君と普通の子僧上りのものの違ひは何であるかと云ふと研究心があるかないか、従つて自分の担当して居る所の仕事の本来の性質は如何なるものか、之に關係する所のものは如何なる度合であるかと云ふことを確に早く領得せられたものが多年功を積まれたものときさうでないものとの大なる區別と思ひます、諸君は学窓に於けると同じく社会の活舞台に於ても同じく研究心は決して去る

べからざるものと考へます、唯形式に依つて事を処弁するものは同じ類似の事柄でない、寧ろ形式の変つたことに遭ふと何等の方便が出ない、事の実質を能く了解して居れば縦令形式の変つた事柄が現れて来ても直ちに処断する方法が付き、物の実質を了解し本領を会得して其事務を執つて往くと云ふ事柄は極めて必要であります、即ち研究心は何時迄も去るべからざるものであらうと思ひます、貝原益軒の言葉に「学は疑あるを貴ぶ大に疑へば即ち大に進み、少しく疑へば少しく進む、疑なければ進む能はず」斯う云ふ言葉があるやうに私は記憶して居りますが、是れは音に学問計りではないと思ひます、世間一体のこと皆さうだらうと思ひます、最も改良すべき世の中と思ひます、一日も疑なかるべからず、一日も研究心を捨ててはならぬと考へます

従つて第三に私は思ひます、改良發達の志と云ふものがなければ逆も日進月歩の此活劇場に立つて國家に貢献し、会社に貢献し社会全般人類の幸福を計ると云ふことに就いて何等致すことが出来ぬと考へます、研究心あり勉強あり、さうして改良を計ることを考案致しましたならば私は諸君は矢張此学校の卒業證書を握らると同じく社会に立たれまして立身成功疑なからうと考へます、此事に就きましては私は今日学校から御授与になつたと同じやうなものと大きな證書を書いても大丈夫と思ひます、此中央大学の校印よりもつと大きな太鼓大の判を捺しても其事は確に御証明して宜からうと思ひます

要するに担当した事業に熱心であれ、研究しつつあれ、而して改良を計れ、斯う云ふことが此活舞台に立ちまして詰り分業の一部分を握られる一員として最も必要な条件で、之を続けて往かれましたならば其業務に於て發達し、而して其業務の發達の結果会社を利益し、人類一般の幸福に多少利益する所があると思ひます、私が此所で御話した事柄は決して無意味で終ることは出来まいと思ひます、私は此希望を以て諸君の饒別と致します

又講師総代法学博士桑田熊蔵氏は左の祝辞を述べられたり

私は僭越ながら茲に講師を代表して諸君に祝辞を呈し、併せて告別の辞を述べたいと思ひます

卒業式の祝辞、送別の言葉は大抵極つたもので千変一律、余り変つた名論も出ませぬ、けれども真理は何時迄も真理で社会状態が如何に変らうとも、時勢が如何に変らうとも真理は常に真理であります、私は茲に諸君に向つて一言人格の養成に最も意を用ひられんことを希望して置きたい、此事は最も日本の現状に徴して必要であり直接であると信じますから特に此一言を諸君に呈します、昨年独逸の前大使であつて最も有力な政治家が日本に参りました、日本の社会活動の方面殊に実業界の方面を最も精しく調べて歸つて報告をした、其報告の一節に日本の国は近時非常な進歩をした、そこで戦役の後当つて歐羅巴の実業家が日本に往つて資本放下の道を求めたけれども、憾むらくは日本の実業界には信用地を払つて実業家の人格甚だ低いから、日本には到底資本放下は出来ぬ

と云ふ訳で手を空しうして帰つたものが多いと云ふことを聞きましたと云ふことを其人が報告した、吾吾之に就きまして如何にも遺憾に思ふ、愛国の情に訴へて之を弁護したいけれども悲ひ哉事實は最高の裁判官であるから日本現在の事情から之に対して反証を挙げ得ない、そこに如何ともしやうがない、諸君が是から日本の社会に這入られる以上は此事に最も御注意あらんことを願ふ、人格の養成と云ふことは近来大分世間で八釜敷く申します、社会の先覚者も頻りに此事を八釜敷く申しますが、之を言ふ其人も実行之に伴はずして、又社会一般に之に耳を傾けないことは何であるかと云ひますと之には一の原因がある、其原因は経済上の事情である精しく云へば生活の困難、生活難と云ふものが此原因である、社会の状態が益々変遷をしまして生存競争が烈しくなつて来ますと生活の困難が益々進む、そこで如何に人格を円滑に思想を堅固にしやうと思つても如何とも仕様がな、飯を食はなければ腹が減る、活動が出来なければ如何とも仕様がな、人格はどうでも宜い、兎に角生存競争に打勝てば宜いと云ふ考を有つて居ります、生活の必要に追はれて何をやつても構はないと云ふことになる、そこで遂には追剥をした巡査が法廷に於て生活難を云ふて其行為を弁護しやうと云ふ訳になつて来たので、生活難で以て万事を解決をしやうと云ふ時勢、私が講壇に於て屢々申しましたが、独逸に近来新しい学説が起りました、社会万般のことを経済の原因で以て解釈をしやうと云ふ、斯う云ふことで、道徳であつても宗教であつても政

治であつても総てのことを経済の原因で解決をしやうと云ふ、斯う云ふ学派、此学派の誤つて居ることは私は屢々申しましたから多分諸君も御承知だらうと思ひますが、此学派が不幸にして我日本の社会に於て有力な証明を得た、日本の社会が総てのことを経済の上に衣食住の関係で説明せんとする状態に立至つた、私は此社会の状態を変へることが生活の問題以外に人間の価値があると思ふ、渴しても盗泉の水を飲まずと云ふのが是れが人間の価値ある所以で、人は唯経済の奴隷にあらず、経済以外に人間の生存の条件があることを信じます、又其社会の進歩發達は唯物質の進歩發達にあらずして精神的の進歩發達が之に伴はずしては到底如何ともすることが出来ぬことと信じます、現在歐羅巴の国が非常な進歩を為して居ります所以は是れは精神と物質と相伴つて進歩して居る結果であります、我国は一小国を以て世界に雄飛せんとする時に當つては此物質と精神と両方面の進歩を主としなければならぬ、殊に吾吾青年は最も此点に於て注意することであるうと存じます、諸君も此大学を出られて非常に猛烈なる生存競争の社会に這入られるのであります、此時に當りまして中央大学の卒業生は啻に學術に於て優秀であるのみならず、人格に於て一種の特長あることを世間に示されんことを切に希望致します、朝野の名士の前で如何にも村夫子然たることを申しまして相済みませぬ、之を以て送別の辞と致します。

右孰れも拍手の間に終りを告げ別室に於て来賓には立食の饗応

あり次て卒業生並に講師諸先輩は紀念の撮影を為し其より新旧

學員の懇親会を開き数番の演説あり又余興を演ずる者二三あり

て其各自十二分の歓を尽して散会したるは午後六時を過く尚ほ

当日學員總會に於ては理事小栗盛太郎氏より弁護士田中嘉平、

長崎控訴院判事白井武松、国民新聞記者森山達枝、中央新聞記

者朝比奈長の四氏を學員に推選の旨を發議して満場の賛成を求

められたる所一同異義なく可決したり当日の來賓中重もなるも

のは石川文吾、稲田周之助、原嘉道、花園兼定、原田種徳、李

晚奎、岡村輝彦、太田資時、大場茂馬、鷺見亀五郎、渡辺豊治、

田中阿歌麿、高津敏三郎、田上省三、内藤章、中山資信、村上

恭一、桑田熊蔵、山本実彦、山田喜之助、丸山通一、松原一雄、

福井準造、小林丑三郎、手塚光貴、三浦恵一、志村源太郎、塩

谷恒太郎、菱谷精吾、広井辰太郎、関一、末広巖石の諸氏にし

て又學員会に出席せられたるは卒業諸氏の外生駒東一、岩崎鉄

次郎、飯沼鬼一郎、伊沢芳蔵、林頼三郎、伴善光、西村勸之助、

堀川寅次郎、星野照、岡野涉、小栗盛太郎、小山哲四郎、岡田

泰蔵、渡辺澄也、渡辺福三郎、加藤竜門、川手忠義、川久保源

治、吉田孝、吉田光男、高崎介蔵、田辺喜一、田中義仁、武田

明、田村隆平、辻本友次郎、中山佐市、難波弁太郎、上田成章、

野崎真三郎、雲田平太郎、胡桃正見、山田清一郎、山本一蔵、

松沢卓規、松尾参三郎、古谷伊平、永滝久吉、寺岡佐市、相原

文四郎、朝比奈孝一、天野徳也、浅野正太郎、佐藤正之、佐野

辰一郎、斉藤芳太郎、斉藤勇、佐々木祥吉、沢村直、木村精一、

宮崎三郎、島野金吾、白尾清次、広吉邦太郎、森義一等の諸氏

なりし

卒業生姓名の如し

法律科本科

鳥取県平民 植木 寿雄

滋賀県平民 成宮 季一

兵庫県平民 白石栄太郎

中華民国 瞿 曾 沢

中華民国 熊 錫 晋

広島県平民 大島 義雄

中華民国 張 彦 倫

經濟科本科 陳 家 琪

中華民国 蔡 鼎 勛

同 陳 仲 揚

商科本科 梶 尾 円 平

岡山県平民 梶 尾 円 平

栃木県平民 市 埜 善 吉

広島県平民 熊 田 哲 夫

茨城県平民 山 岡 謙

福井県平民 宮 地 文 吾

東京府士族 松 沢 美 三 男

法律科専門科

岡山県平民 中 務 平 吉

広島県平民 花 本 福 次 郎

佐賀県平民 平 城 慈 門

長野県平民 常 田 力

中華民国 辛 揚 藻

長野県平民 若 林 繁 蔵

神奈川県平民 矢 沢 謙

中華民国 許 卓 然

同 戴 強

同 玉 春

茨城県平民 川 崎 亥 之 吉

大分県平民 久 恒 英 都

広島県平民 国 貞 善 一

埼玉県平民 松 浦 忠 次

東京府平民 三 富 浜 太 郎

広島県平民 熊 田 敏 夫

岡山県平民 岡 崎 一 治

石川県平民 大 槻 了

茨城県平民 柳田宗一郎 山形県土族 滝沢 茂雄

新潟県平民 後藤伝兵衛 静岡県平民 増田海次郎

山口県平民 林 竜治 愛知県平民 須賀 正俊

広島県平民 近原 幸市 宮城県平民 鈴木 宣義

東京府平民 佐藤 潤男 愛知県平民 馬淵友三郎

中華民国 金文 澍 香川県平民 今田 和雄

長野県平民 戸塚 浜蔵 岩手県平民 及川 寅治

神奈川県平民 松島 昇 中華民国 張 懋 績

同 鈕 伝 謙 佐賀県土族 内田 達孝

中華民国 姜 孚 同 徐 杏 書

広島県平民 山口源二郎 静岡県平民 坪井覚太郎

中華民国 欧陽 咸 同 吳 鼎

経済科専門科

東京府平民 宇田 尚 山梨県平民 名取 淳

千葉県平民 羽田 久蔵 青森県平民 前田顕一郎

朝鮮 金 益 三 群馬県平民 新井 寛逸

朝鮮 金 国 彦 中華民国 劉 翰 廷

商科専門科

朝鮮 李 聖彦 東京府土族 伊藤 潔

東京府平民 榊原吉之助 新潟県平民 岡田 為吉

栃木県平民 橋本藤一郎 青森県平民 中館喜代馬

優等生姓名左の如し

法律科本科三年級

優 等 植木 寿雄

商科本科三年級

実業同窓会寄 梶尾 円平

贈賞品受領者 梶尾 円平

法律科専門科三年級

特別賞品受領者 中務 平吉

優 等 花本福次郎

優 等 宇由 尚

法律科本科二年級

給 費 生 松隈 昌隆

商科本科二年級

優 等 関 時次郎

法律科専門科二年級

給 費 生 青木雷三郎

特 待 生 小川 吉久

法律科本科一年級

特 待 生 岩瀬 修治

法律科専門科一年級

特 待 生 福田市太郎

同 吉田勇三郎

商科専門科一年級

給 費 生 伴平 太郎

大学豫科

優 等 今成 悌二

○学年試験問題 去る六月十八日より開始同二十八日を以て終

了したる明治四十五年度学年試験問題は左の如し

法律科第一年級

憲法(野村講師出題)

- 一 命令ノ主モナル種類ヲ列挙シ其各ノ特質ヲ説明スヘシ
- 二 我邦ノ憲法上司法権ノ行政権ニ対スル独立ヲ保障スルノ規定存在スルヤ否ヤを説明スヘシ

同(太田講師出題)(夜間授業部)

- 一 皇位継承ノ法理及ヒ継承者ノ資格ヲ論スヘシ
- 二 國務大臣ノ国法上ノ地位及ヒ責任ヲ論スヘシ
- 三 左ノ二題中ヨリ一題ヲ選ヒ解答スヘシ

(イ) 法律制定ノ手續

(ロ) 貴族院ノ地位

刑法総論(泉二講師出題)

- 一 犯罪ノ成立ニ必要ナル一般ノ条件ヲ列記スヘシ
- 二 他人ノ過失犯ニ対シテ共犯關係ヲ存スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付キ所信ヲ延フヘシ

民法総則(仁井田講師出題)

- 一 法人ノ本質及ヒ能力ヲ略説スヘシ
- 二 未成年者甲其法定代理人ノ同意ヲ得シテ乙ノ委任代理人トナリ丙トノ間ニ或ル売買契約ヲ締結シタリ此売買契約ノ効力如何

物権法第一部(二上講師出題)

- 一 共有物ノ分割ノ方法及ヒ効果ヲ説明スヘシ
- 二 地上権、永小作権及地役権カ各賃借權ト異ル所以ヲ論セヨ

債権総論(横田講師出題)

- 一 金銭債務ノ不履行ヨリ生スル損害賠償ヲ論ス
- 二 代位弁済トハ何ソヤ

親族法(奥田講師出題)

- 一 嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ區別ヲ説明スヘシ
- 二 夫婦財産制ノ大要ヲ説明スヘシ
- 三 戸主カ其地位ニ基キ有スル權利ハ悉ク戸主權ナルヤ

同(島田講師出題)(夜間授業部)

- 一 廢絶家再興ト家督相続トノ効果ノ差異ヲ説明スヘシ
- 二 婚姻解消ノ効果ヲ説明スヘシ

経済学(金井講師出題)

- 一 国民經濟上ノ資本ト個人經濟上ノ資本トノ區別ヲ説明スヘシ
- 二 分業ノ發達ヲ制限スルモノハ何ソヤ

テリー氏英国普通法(二上講師出題)(英法科)

1. Compare the double system of rights in the English law with the similar dualism in the Roman law.
2. What is a contingent remainder?
3. When are false and derogatory publications about a person actionable per se?
4. On what grounds is a person held responsible for another's conduct?
5. What is the common law rule for reckoning degrees of relationship among collateral kin?

独逸刑法（大場講師出題）（独法科）

- 一 刑罰ノ觀念 (Begriff der Strafe) ヲ説明セヨ
- 二 因果關係 (Kausalzusammenhang) ニ於ケル通説ヲ説明セヨ

独逸経済学（関場講師出題）（独法科）

1. „Arbeitsteilung“ im Sinne der Volkswirtschaftslehre bedeutet : mehrere Personen, Wirtschaften, Betriebe oder Unternehmen teilen sich in eine Arbeit, die eine entweder bis dahin allein verrichtet hat oder doch verrichten könnte, und zwar zu ungleichen Teilen, so dass jeder einen anderen Teil der Gesamtarbeit verrichtet—denjenigen nämlich, den er am besten verrichten kann.

2. Die Unternehmung ist in der modernen Volkswirtschaft regelmässig Verbindung von einem Kapital und eigener Arbeit oder auch nur erstere mit fremdem Kapital und fremder Arbeit, die „ausführende“ Arbeit und „Lohnarbeit“ ist.

3. (a) Der Scheck,
(b) Die Banknote.

法律科第二級

国際公法（中村講師出題）

- 一 日米犯罪人引渡条約ト日露犯罪人引渡条約トヲ比較論評セヨ
- 二 中立国ノ交戦国ニ対スル權利義務ヲ述ベヨ

刑法各論（大場講師出題）

- 一 窃盜罪構成ノ条件ヲ列举セヨ
- 二 殺人ト致死ノ區別ヲ説明セヨ

物權法第二部（富井講師出題）

- 一 先取特權、質權及ヒ抵当權ハ其目的物以外ノ物ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ル場合アリヤ若シ之アリトセハ其場合及ヒ要件如何

- 二 債權質ノ実行方法如何

債權各論（村上講師出題）

- 一 双務契約ト有償契約トハ常ニ一致スルヤ否ヤ例ヲ挙ケテ答へヨ

- 二 左ニ掲ケタルモノノ意義ヲ答へヨ

- (甲) 手附 (乙) 敷金 (丙) 解約

相続法（牧野講師出題）

- 一 限定承認ノ効力ヲ説明スヘシ
- 二 遺言ノ確認ト遺言書ノ検トノ差異ヲ説明スヘシ

商法総論及商行為（佐竹講師出題）

- 一 代理商ノ為ス媒介ト仲立人ノ媒介トハ法律上ノ性質及ヒ効力ニ於テ如何ナル差異アリヤ
- 二 質入証券ノ所持人ハ如何ニシテ其弁済ヲ得ルヤ
- 三 問屋カ委託者ノ為ニ買入レタル物品カ尚問屋ノ手ニ在ル間ニ問屋ヨリ物品ノ買入ヲ為シタル者其代金ヲ直接ニ其物品販賣ノ委託者ニ支払ヒタルトキ其支払ノ効力如何

会社法（松本講師出題）

- 一 会社ノ代表機關ノ性質ヲ論述スヘシ
- 二 株式会社ノ貸借対照表ニ於テ資本及ヒ準備金ノ項目ハ如何ナル用ヲ為スヤ

手形法 (佐竹講師出題)

- 一 錯誤ノ手形行為ニ及ホス効力如何
- 二 支払拒絶証書作成期間經過後ノ裏書ノ性質及ヒ効力如何
- 三 手形ノ遡及權トハ如何

刑事訴訟法 (三木講師出題)

- 一 自由心証主義ノ意義ヲ説明スヘシ
- 二 各種ノ確定判決ニ就キ一事不再理ノ原則ヲ適用シ得ヘキヤ否ヤヲ説明スヘシ

民事訴訟法第一編 (前田講師出題)

- 一 合意管轄ヲ論ス
 - 二 主参加、必要的共同訴訟、告知参加ノ意義ヲ略述スヘシ
- 英国会社法 (松村講師出題) (英法科)

1. Explain

- (1) Preference shares.
- (2) Ordinary shares.
- (3) Founders' or deferred-shares.

2. What are 'Share warrants'?

3. What are the auditors' duties?

4. What are the profits payable as dividends?

アンソンの氏契約法 (久保講師出題) (英法科)

1. (a) How is Contract under seal (deed) made?

(b) Explain the nature of bonds.

2. Explain the characteristics of misrepresentation.

3. 以下ノ語ノ意味ヲ簡單ニ説明スヘシ

(a) Gratuitous promise.

(b) Gratuitous employment.

(c) Executory contract.

(d) Executed contract.

(e) Composition with creditors.

(f) Compromise of a suit.

4. 次ノ句 (4 Section of Statute of Frauds) ノ意味ヲ問フ

..... (59 Page)

No action shall be brought whereby to charge any executor or administrator upon any special promise to answer damages out of his own estate ; or whereby to charge the defendant upon any special promise to answer for the debt default or mis-carriage of another person ; unless the agreement upon which such action shall be brought, or some memorandum or note thereof shall be in writing, and signed by the party to be charged therewith, or some other person thereunto by him lawfully authorised.

独逸民事訴訟法 (渡辺講師出題) (独法科)

1. Was ist der Gerichtsstand des Erfüllungsorts?

2. Wie unterscheidet man die notwendige Streitgenossenschaft

zu der einsachen ?

3. Was ist der Begriff der Verhandlungsmaxime?

4. Was ist der Begriff der Mündlichkeitsprinzip?

法律科第三年級

国際私法 (山田講師出題)

一 行為地法ニ依ルヘキ場合ニ其地ニ法律無キトキハ如何ニス
ヘキカ

二 夫婦財産制ハ国籍ノ変更ニ伴フテ変更スヘキヤ否ヤ

行政法 (阿部講師出題)

一 左ノ一問ヲ選択スヘシ

(一) 行政契約 (公法上ノ契約) ヲ論ス

(二) 官庁ノ代理ヲ論ス

(三) 官吏ノ服従義務ヲ論ス

二 左ノ一問ヲ選択スヘシ

(一) 自治体 (公共団体、公法人) ノ種別ヲ論ス

(二) 自治体ノ固有事務及ヒ委任事務ヲ論ス

(三) 行政訴訟ト訴願及ヒ行政訴訟ト民事訴訟トノ関係ヲ論
ス

保険法 (青山講師出題)

一 保険価額、保険金額、損害填補額ノ意義ヲ問フ

二 保険料ノ不可分トハ何ヲ謂フカ

三 再保険ノ意義ヲ述ヘ其締結カ原保険ニ及ホス関係ヲ調ヘ更
ニ其法理上ノ性質ニ論及スヘシ

以上三問中其二問ヲ択ヒ解答スヘシ

海商法 (市村講師出題)

左ノ一問ヲ選択シテ答フヘシ

一 船舶所有者カ委付ノ登記ヲ為シタル後ニ於テ未収ノ運送賃
ヲ受取リタルトキハ其運賃ノ受領ハ船舶所有者ニ対シテ如何
ナル法律関係ヲ生スルヤ

二 救助ニ関係シタル船舶ノ船員ハ救助セラレタル物ノ上ニ如
何ナル権利ヲ有スルヤ

三 賃借船舶ヲ救助スルモノアリタル場合ニ於テ其船舶ノ所有
権ヲ有スル者ハ救助料ヲ支払フ義務アリヤ

破産法 (前田講師出題)

一 取戻権、別除権、財団債権ノ意義ヲ説明スヘシ

二 破産ノ原因ヲ説明スヘシ

民事二編乃至五編 (岩田講師出題)

一 終局判決ト中間判決トノ区別ヲ説明スヘシ

二 書証ノ意義ヲ説明スヘシ

民事第六編以下 (三淵講師出題)

一 執行判決トハ何ソヤ

二 照査手続ヲ説明セヨ

財政学 (馬場講師出題)

一 現今吾邦ニ於テ新ニ租税ヲ起サントシ又ハ増税セントスレ
ハ如何ナル税種ヲ選フヘキヤ

二 一方ニ国債ヲ償還シツツ他方ニ新債ヲ起スハ不可ナリト謂
フ果シテ然ルヤ

英国衡平法 (土方講師出題) (英法科)

Translate into Japanese the following sentences.

1. From this short sketch of the rise of the Court of Chancery, it will readily and correctly be inferred that at first there was no system of equity jurisprudence, and that the court was governed by, or at least followed, no settled rules of law; and this fact will account for the apparently strange definitions of equity given in the old books. But, at the present day, equity is bound by settled rules as completely as a court of common law. The Court of Chancery itself now declares that there are certain fixed principles upon which equity proceeds. It decides new cases as they rise, by the application of principles upon which former cases have been decided, and is bound by such principles equally with the other tribunals of justice.

2. Express trusts, or trusts by direct volition, arise where property has actually, or in contemplation of law, been conferred upon and accepted by one person on the terms of using it for the benefit of another. The former person is the legal owner, and is called the trustee; the latter is the equitable owner, and is called the cestui que trust. And the trustee, being the admitted owner at law, may deal with the property at law as his own; while the equitable ownership, or right to compel performance of the trust, is cognizable only in equity.

英国手形法 (久保講師出題) (英法科)

1. Explain the nature and the effect of qualified acceptance.
2. (a) What is difference between an indorsement in blank

and a special indorsement?

- (b) Is a partial indorsement valid?
- (c) In what case is an indorsement restrictive?

3. In what cases does the holder of a bill acquire an immediate right of recourse against antecedent parties?

4. 次ノ語ノ意味ヲ簡單ニ説明セヨ

- (a) a holder in due course,
- (b) a referee in case of need,
- (c) acceptance for honour supra protect.

5. 次ノ条項ノ意味ヲ問フ (1 Seet, 36.2)

Where an overdue bill is negotiated, it can only be negotiated subject to any defect of title affecting it at its maturity, and thence forward no person who takes it can acquire or give a better title than that which the person from whom he took it had.

引当ロー式保記法 (池田謙雄出題) (英法科)

1. Explain the following terms:—

Duty, Obligation, permission, privilege, Right in rem, Slander of title.

2. Explain the nature of the right that is violated when A procures B to break his (B's) contract with C.

3. Define a deceit and give two examples of it.

欺取圖法 (長倉謙雄出題) (英法科)

1. Erklären Sie den Unterschied zwischen dem kaufmännischen

schen und bürgerlichen Zurück behaltungsrechte im deutschen Rechte.

2. Was versteht man unter der wirtschaftlichen und rechtlichen Eigenschaft des Kontokorrentvertrages?

3. Übersetzen Sie die folgenden Sätze:

(a) Insbesondere kann ein Kaufmann für Darlehen, Vor-schüsse, Auslagen und andere Verwendungen schon vom Tage der Leistung an Zinsen berechnen und sind Kaufleute untereinander berechtigt, für ihre Forderungen aus beider-seitigen Handelsgeschäften vom Tage der Fälligkeit an Zinsen zu fordern Diese Sätze gehen von der Geandanschauung aus dass der Kaufmann das entbehrte Kapital hätte fruchtbringend anlegen können und dass ihm die Absicht liberaler Zuwendung fehlt.

(b) Auftrag das Schuldners kann nach bürgerlichem Recht der Richter eine unverhältnismässig hohe Vertragsstrafe auf den angemessener Betrag herabsetzen. Diese Rechtswohlthat hat das Handelsgetzbuch dem schuldnerischen Vollkaufmann genommen, auf Betreiben der Grosskaufleute selbst, die staatliche Berormundung verschmähter.

経済科第一年級

統計学 (三浦講師出題)

- 一 算術平均数ト加重平均数トヲ説明スヘシ
- 二 風土ハ人ノ出生死亡及ヒ婚姻ニ関シ如何ナル影響ヲ有スル

ヤ

社会学 (滝村講師出題)

一 自然的外界カ人間ニ与フル影響

二 部族間ノ争闘ハ社会構成上如何ナル意義ヲ有スルカ

三 消費ノ社会的意義

四 美意義ノ発達

商品学 (星野講師出題)

一 綿糸ノ製造工程ヲ説述スヘシ

二 我国ヨリ輸出スル銅ノ種類及ヒ其用途如何

商業簿記 (茂木講師出題)

1. 下ノ試算表ニヨリ損益高ヲ計算シ資産負債表ヲ作ルヘシ
但シ什器評価 ¥100.00 商品棚卸高 1,074.00 トス

試算表
45/6/30

借方		貸方	
残高	合計	合計	残高
1,425.70	3,955.70	5,000.00	5,000.00
1,580.00	4,030.00	2,530.00	
764.30	5,687.30	2,450.00	
120.00	120.00	4,923.00	
55.00	55.00		
	690.00	1,690.00	1,000.00
1,000.00	2,500.00	1,500.00	
60.00	85.00	25.00	
1,500.00	2,360.00	860.00	
	1,500.00	2,000	500.00
	20.00	70.00	50.00
5,550.00	21,048.00	21,048.00	5,550.00

2. 以下ノ取引ハ仕訳帳ニ記入スベシ

45/6/1太田商店ヨリ商品代金 Y2,000.00ヲ買入レ代金ニ対シ
同店受取甲商店宛一覽払為替手形 # 1ヲ振出ス

6/5. 仙台鍋島商店へ売捌委託ノ為メ商品 Y1,500.00ヲ積送ル

6/10. 名古屋市村商店ヨリ売捌委託ノ為メ代金 Y3,000.00ノ
商品ヲ受取り運賃 Y50.00現金ニテ立替支払フ

第一銀行ヨリ市村商店振出当店宛荷為替手形
(Y2,500.00) 呈示アリタルニ付引受ヲナス

6/15. 市村委託品乙商店へ掛ニテ売渡又此代金 Y3,200.00也

市村委託品売捌済ニ付売上勘定書ヲ送付ス但未記入立替
雑費 Y5.00荷為替金利子 Y1.50手数料売上高ノ 2%トス同店手
取金ハ当店ニ預リトス

6/20. 神戸山脇商店、京都三戸商店及当店三名ノ組合ヲ結
ヒ山脇商店ヨリ商品代金 Y6,000.00ヲ受取ル但シ損益等分ノ約
束ナリ (記帳分担式)

6/25. 新潟松田商店及当店両名ニテ組合ヲ結ヒ当店所有ノ
商品 Y3,000.00ヲ松田商店ニ積送り運賃 Y100.00現金ニテ支払
フ但シ損益等分ノ約束ナリ (記帳分担式)

英語総論 (三無難田出題)

一 左ノ英文ヲ邦文ニ翻譯スベシ

The total utility of a commodity is measured by the intensity
of all the want which the existing supply of the commodity has
still left unsatisfied. Or remembering that unsatisfied wants
take the form of desires, we may define them thus : Utility is

the capacity to satisfy wants ; Value is the capacity to excite
desire, The total value of the commodity is equal to the num-
ber of units of supply multiplied by the value of the last unit,
for according to what has been called the law of indifference
no more will be given for one unit than for another.

一 信用 (Credit) ノ利率ハ誰説スベシ

憲法

経済学

民法総論

物權法第一部

右四科目法律科第一年度ノモノニ同シ

経済科第二年度

外交史 (稲田講師出題)

一 神聖同盟ノ成立及ビ其趣旨

二 モンロー主義ノ来歴

三 千八百七十五年独仏間ノ危機ヲ伝ヘタル顛末

四 露仏同盟成立ノ事情

五 北米合衆国ノ太平洋経営ノ次第

以上五問中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スベシ

貨幣論 (杉講師出題)

一 造幣料徴収ノ可否ヲ論述セヨ

二 本位貨幣ト補助貨幣トノ區別ヲ明ニセヨ

交通政策 (堀講師出題)

一 手数料主義トハ何ソ

二 交通給付ノ原価ヲ説明スヘシ

農業政策 (柳田講師出題)

左ノ三問ノ中二問ヲ答フレハ足ル

一 都会地周囲ノ農業ハ如何ナル影響ヲ都会ヨリ受クヘキヤ理由ヲ記載スルニ及ハス成ルヘク多クノ事項ヲ列記スヘシ

二 米価騰貴ハ如何ナル場合ニ於テ農業ノ為メ有害ナリヤ若シ常ニ害ナシトセハ其理由ヲ明ニスヘシ

三 家畜ノ飼養ニ適セサル農場ハ如何ナル種類ノ農場ナリヤ

ゼボンス氏貨幣論 (中島講師出題)

1. Mention requisite qualities of the material of money.

2. What is a coin?

3. What do you mean by the words "legal tender"?

4. Explain the meanings of the following terms:

a. Fractional Garranty

b. Token money.

c. Representative money.

d. Billon coin.

e. Composite Coin,

f. Composite legal tender system.

5. Is metallic money the Best standard of value? If not, why?

6. What do you mean by the terms single standard and double standard?

7. What is the Greshams law?

国際公法

物權法第二部

債權各論

商法総則

商行為

会社法

手形法

右七科目法律科第二級ノモノニ同シ

経済科第三級

政治学 (稲田講師出題)

一 国家有機体説ヲ批評スヘシ

二 人口分配ニ関スル利害得失

三 両院制度ト一院制度トノ長短

四 議員ト選挙人トノ関係

五 比例代表法ノ得失

以上五題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スヘシ

銀行論 (内藤講師出題)

一 銀行ノ大組織ノ利害ヲ略述セヨ

二 預金、銀行券、債權ハ銀行ニ取り如何ナル差異アリヤ

三 小切手制度ノ発達ノ条件ヲ論述セヨ

四 銀行資金ノ運用ノ法則ヲ説明セヨ

五 中央銀行ノ正貨準備ノ必要ヲ述ヘヨ

以上五問ノ中二問ヲ選ビ答フヘシ

植民政策 (河津講師出題)

一 植民地ノ財政ヲ略論スヘシ

二 移民ノ国民経済上ノ価値ヲ問フ

社会及工業政策（桑田講師出題）

一 器械ノ応用ニ関シ農業ト工業トヲ比較セヨ

二 工業所在ト原料産地ノ関係ヲ説明セヨ

三 老廢保險ハ何故ニ官業ヲ必要トスル乎

商業政策（堀講師出題）

一 保護政策發達ノ原因

二 一般及ヒ協定税率制度ト複関税率制度（又ハ最高及ヒ最低税率制度）トノ差異及ヒ利害

行政法

行政法

保險法

海商法

破産法

国際私法

財政学

右六科目法律科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

商業実務（田崎講師出題）

一 支配人ノ権限並ニ其制限

二 運送取扱人ノ業務

三 普通銀行ノ支払準備金ニ関シ所信ヲ述ヘヨ

四 空手形鑑識上ノ注意事項

五 「コールローン」トハ何ソ

以上五題ノ中三題ヲ選ヒ解答スヘシ

売買取引（佐野講師出題）

一 徳川幕府時代ニ行ハレタル帳合米相場ノ仕方ノ大要ヲ叙説シ其性質ヲ論セヨ

二 明治元年ヨリ全二十年ニ至ル本邦取引所制度ノ變遷ノ大要ヲ叙説スヘシ

工業通論（松浦講師出題）

一 交通機関ノ種類ヲ挙ケテ其適不適ヲ論スヘシ

二 一台金四千円ノ自動車ヲ購入シ乗合運輸業ヲ営マントス今年利率七分、車輪ノ生命五年トスレハ一个年何程ヲ消却費（Depreciation）トシテ積立ツヘキヤ

三 一日十時間ニ二百「グロツス」ノ製造力ヲ有スル「マツチ」製造会社ヲ起サントス、起業目論見書ヲ作成セヨ

民法要論（西川講師出題）

一 未成年者ノ為シタル行為ノ効力如何

二 条件ト期限ノ區別ヲ説明セヨ

三 債務者ノ遲滞ノ責ニ任スル時期如何

商業算術（伊藤講師出題）

一 定価ノ一割引ニテ売価ノ五分ヲ手数料トシテ支払ヒ又売価ノ五分ヲ諸掛リトシテ費シ猶原価ノ三割五分ヲ利益セント欲セハ定価ヲ原価ノ幾割増ト定ムヘキカ

二 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

三 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

四 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

五 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

六 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

七 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

八 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

九 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

十 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

十一 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

十二 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

借方 明治商会 利率年六分 貸方

44/7/1	前期繰越	Y283.	40/7/15	商品一箇月掛	Y850.
8/3	商品一箇月掛	Y765.	9/18	手形一覽払	Y300.
9/28	〃	Y330.	10/31	現 金	Y545.
10/12	手形12/15払	Y500.	12/19	商品一箇月掛	Y1,450
11/8	商品一箇月払	Y280.			
12/28	〃	Y925.			

経済学

統計学

商品学

簿記

右四科目経済科一年ノモノニ同シ

英文和訳 (片山講師出題)

1. Culture is essential to the full enjoyment of pleasure ; for although a daisy is but a daisy, it is more to one man than to another.
2. He that has so many causes of joy, and so great, is very much in love with sorrow and peevishness, who loses all these pleasures, and chooses to sit down on his handful of thorns.

和文英訳 (同上)

- 一 大阪ハ昔ハ難波ト云ヒテ仁徳天皇ノ都シ給ヒシトコロナリ
秀吉此所ニ城ヲ築キシヨリ次第ニ商業ノ盛ナル大都会トナレ
- 二 昔仁徳天皇ハ立上ル煙ノ少キヲ見テ民ノ貧キヲ憐ミ給ヒキ
今ハ工業モ大ニ開ケテ煙突ノ煙ハ空ヲ覆ヘリ

商科第二年度

経済各論 (関講師出題)

- 一 産業自由ノ意義並ニ得失ヲ簡單ニ述ブ
- 二 粗製濫造ノ意義ヲ説キ本邦工業品ニ此弊害ヲ生スル原因ヲ論ス
- 三 職工組合ハ労働者ニ如何ナル利益ヲ与ヘ得ヘキヤ

商業実務 (石川講師出題)

(書物辞書ノ使用ヲ禁ス)

1. What are lay days ? What is the difference between "workingdays" and "runningday" ?
2. Where is the "Kaiser Wilhelm's Canal," and what are its Commercial advantages ?
3. What is a "documentary credit" ?
4. What is an account Current ?

鉄道 (関講師出題)

- 一 普通鉄道、軽便鉄道、軌道ノ相違ヲ説明スヘシ
- 二 鉄道営業費ハ運輸数量ト如何ナル関係アリヤ
同 (大久保講師出題)

一 左記乗車券ヲ簡單ニ説明セヨ

貸切乗車券、乗車券引換証、入場券

二 手荷物トシテ託送シ得サル物品ヲ列記セヨ

商業地理 (奈佐講師出題)

- 一 中華民國ノ貨幣制度ハ商業上ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ
- 二 南米ニ於テ日本移民ノ労働シツツアル国ヲ挙ケ其地ノ状況

ヲ述フヘシ

- 三 露領地方へ旅行セントスル者ハ如何ナル手續ヲ要スルヤ
 - 四 蘭領東印度ハ商業及ヒ移民上有望ナリヤ
 - 五 パナマ運河及ヒ其近傍ノ状況ヲ述ヘヨ
- 右ノ内三問ヲ扱フヘシ

簿記(鹿野講師出題)

一 某銀行ニ於テ左ノ取引アリタリト假定シ日記帳ノ様式ヲ作り記入ヲ為スヘシ

六月廿二日 佐々木文助ノ依頼ニ応シ乙地へ(乙地ニ支店アリ)

荷為替ヲ取組ム取引番号乙第一号貨物日本丸積肥料價格四万円保険金額同額手形日附六月廿二日附期日七月六日手形

面金額三万円番号第一号荷受人太田徳治右割引料日歩一錢八厘手数料四錢ノ割ニテ引去リ手取金ノ内四千三百円ヲ以テ同人宛預金手形第一号ト為シ残高ハ現金ニテ支払フ

同日 木村文三ヨリ小口当座預金トシテ甲地支店宛谷太郎振出保証小切手第百号金五百五十円ヲ受取ル

同日 丙地支店ヨリ電報為替取組ノ報知アリ依頼人近藤太三郎受取人近藤源助金額一千円番号電丙第一号符号ヨシ

同日 五十嵐喜太郎ノ依頼ニ応シ左ノ約束手形ヲ割引ク取引番号第三号

振出人中村宗兵衛名宛人上田勘助番号第八号振出日附六月十五日

右割引料日歩一錢八厘ノ割ニテ引去リ残高ヲ現金ニテ支払フ

二 銀行簿記ニ於テ日記帳合計欄ノ合計金額即チ振替ニ属スル

金額ヲモ金銀勘定ニ転記スル理由如何

三 銀行ニ於ケル資産負債及ヒ損益ニ属スル勘定科目各拾科目以上ヲ列挙セヨ

英文和訳(岡田講師出題)

The not a "peace-at-any-price" man, I am not ashamed to say I am a peace-at-almost-any-price man. No doubt there are some vital questions which cannot be referred to Arbitration, but Earl Russell, a very high authority, said that there had not been a war for the last hundred years which might not well have been settled without recourse to arms.

和文英訳(同上)

一 学生ハ学問ヲ易シト思ヒ、事務家ハ事務ヲ易シト思ヒ、本来免ルヘカラサル苦痛ヲ苦痛トセスシテ、恰モ之ヲ輕蔑スルカ故ニ怠慢ノ心生スヘカラスト欲スルモ得ヘカラス。即チ是レ其ノ学ノ成ラサル所以ナリ。事務ノ拳ラサル所以ナリ。

(福沢諭吉氏人生之行路ノ一節)

二 如何ナル善政アル国モ、滯蕩懶惰ノ悪俗ノ為メニハ亡フルコトアリ。如何ナル悪政アル国モ、良風善俗ノ為メニハ亡ヒサルコトアリ。「善政未タ必スシモ悪俗ヲ移ス能ハス、善俗尚ホ以テ悪政ヲ救フニ足ル。」トハ此ノ謂ナリ。(竹越与三郎氏日本国民ノ理想ノ一節)

会社法

商法総則

商行為

貨幣論

セボン氏貨幣論

右五科目經濟科第二年級ノモノニ同シ

商業政策

銀行論

右二科目經濟科第三年級ノモノニ同シ

商科第三年級

計理学 (鹿野講師出題)

一 売買勘定 (Trading a/c) 損益勘定純益処分勘定ヲ説明セ
m (Appropriation a/c)

二 償却資金勘定ヲ説明セヨ

三 諸向貸勘定ニ属スル負債ニ対シ貸借対照表調製上注意スヘ
キ点ヲ述ヘ且其注意ノ必要ナル理由ヲ説明セヨ

財政学 (中島講師出題)

一 土地増価税ノ利害ヲ比較シ之ヲ説明セヨ

二 我国関稅定率法ノ米穀輸入税ハ能ク農民ヲ保護スルノ効ア
リヤ否ヤ

商工經營 (上田講師出題)

一 企業者ヨリ見テ工場制ト家内工業制トノ得失ヲ論セヨ

二 近時ノ商業界ニ於テ直接販売ノ発達スル狀況ヲ述フヘシ
三 株式及社債ノ「アンダーライティング」(Underwriting)ト

ハ何ソヤ

内外事情 (根岸講師出題)

一 會館公所ノ支那商人ニ及ホス影響

二 支那經濟界變遷ノ概況

三 支那交通ノ大要

四 牙行客商ノ事情

五 支那ノ人口四億アリトノ通説ノ真偽如何

以上五問ノ内三題ヲ選ヒ答案ヲ提出セラルヘシ

保險 (石川講師出題)

一 海上保險ニアリテ保險者カ危険担保ヲ為ス程度ヲ表スル称
呼ヲ掲ケ其意味ヲ略説セヨ

二 冒險貸借ト海上保險ノ關係如何

同 (伊藤講師出題)

一 一人ノ生命ニ関スル保險ノ種類ヲ挙ケ之ヲ説明スヘシ

二 保險料積立金ノ性質及ヒ其計算方法ヲ説明セヨ

海運 (堀講師出題)

一 節ヲ説明スヘシ

二 定期航海業ノ經營ハ如何ナル規模ヲ可トスルヤ其理由

日本經濟事情 (上田講師出題)

一 明治初年以來不換紙幣ノ發行及ヒ整理ニ関スル事情ヲ述フ
ヘシ

二 現今製糸資金ノ融通及ヒ回収ニ関スル事情ヲ述フヘシ

三 日本外国貿易ノ大勢如何

英文和訳 (片山講師出題)

1. What a glorious monument of human invention, which has in
a manner triumphed over wind and wave; has brought the

ends of the world into communion ; and has thus bound together those scattered portions of the human race, between which nature seemed to have thrown an insurmountable barrier.

2. Of course plain English readings can give an idea of Japanese verses only as flowers pressed and dried between the leaves of a book can represent the living blossoms in their natural surroundings.

和文英訳 (同上)

道ヲ行クニモ舟車ニ乗ルニモ旅館ニ宿ルモ自カラ公衆ニ対スル礼儀アリ、衆人群集ノ場所ニテ他人ヲオシノケ汽車汽船等ノ中ニテ我独リ広キ場所ヲ占領シ旅館ニテ夜晚ク高声ヲ発シテ他人ノ安眠ヲ妨クルカ如キハ文明国民ノ為スヘキコトニアラス

英文和訳 (石川講師出題)

Messrs. G. Delhi & Co. of Bombay consigned to you per s. s. "Georgetown" 125 B1 surat Broach to be sold by you on their ac't and risk. The cotton is sold at y42.50 per pel, the weights being 625 pels grass, and 600 pels net. The charges are fire ins y17.50 ; freight y310 ; cartage and portorage, y31.25 ; storage, y23.50 ; your com on, $2\frac{1}{2}$ 70 of the total proceeds. The net proceeds due to them you send to them by a draft on the Yokohama specie Bank of Bombay.
You are required.

1) to make out an Account sales for the above.

1) to write a letter to Delhi & Co, advising sales and enclosing Account sales and Draft.

手形法

右経済科第二年級ノモノニ同シ

海商法

右経済科第三年級ノモノニ同シ